

弁護士  
はるおの

# 法律 相談室

— 相続編 —



井上晴夫法律事務所 弁護士 井上晴夫

昭和49年 大阪府八尾市生まれ。慶應義塾大学経済学部卒業

平成20年 井上晴夫法律事務所開業。専門は多重債務問題の他、事業承継や下請代金法等の中小企業法務、スポーツ法。経済学部卒業の経歴を活かし、若手ながら日弁連の中小企業支援プロジェクトチームに所属し、島根県においても事業承継ネットワークの地域担当弁護士を務める。

遺産分割の際に考慮される特別受益は、被相続人が誰になした贈与でもよいのでしょうか。

贈与の相手方は、共同相続人であることが大原則で、相続人の配偶者や子など相続人以外の者への贈与は、原則として特別受益としての贈与にあたりません。

## 最終回 Vol.12 「遺産分割各論②」

### 【回答】

前回詳しくご説明しましたが、特別受益とは、亡くなった被相続人が、相続人に対して、結婚や養子縁組のため、あるいは学資や独立などの生計の資本としてなした贈与を言います。相続分の計算においては、特別受益は遺産の前渡しと評価され、特別受益者はその分受領する財産が減少します。

特別受益における贈与の相手方は、相続人であることが大原則ですので、会社を運営する長男個人への事業資金の贈与でしたら特別受益にあたりませんが、本問においては長男の経営する会社への贈与ですので、特別受益にあたらぬのが原則になります。

しかし、長男と会社が別人格だからといって、全て特別受益にあたらぬとするのは不公平な場合もあります。例えば、長男の経営する会社が極めて小規模の同族会社で金融債務など会社の債務を長男がまるまる連帯保証しているなど、長男と会社を一体化して捉えることができる事案では、例外的に、会社への贈与を長男への贈与と考えて特別受益に算入しうることになります。

次に、障がいをかかえ自活できない次男への贈与は、特別受益にあたり、その分の次男の取り分が減少することになります。しかし、贈与した被相続人の意思を考えると、自分が亡くなった後の次男の生活のために、親としての扶養義務を果たそうとして贈与しているのだから、特別受益としての贈与にはあたらないと考えているはず。そこで、被相続人がそのような考えていることを、贈与に至った経緯などから推測できる場合には、次男の取り分が、贈与を受けた分減少しないこととなります。

この辺りの争いを未然に防ぐためには、被相続人は遺言書を作成すべきでしょうし、遺言書には、自分はなぜ次男への贈与をしたのかなど自分の意図を付言として記載しておくといよいでしょう。

### 【事例】

私達は2人兄弟で、亡くなった父は、生前に長男である私の経営する会社へ事業資金として1億円を援助しました。他方、次男は、幼い頃の病気が原因で身体に障がいを抱えてしまい自活出来ないの、父は次男の生活をずっと見てきた上、父亡き後の次男の生活のために、5千万円を次男に贈与しました。これらの贈与は、それぞれ長男と次男に対する特別受益にあたるのでしょうか。